

○金融庁告示第 号

資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第三十条第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限を次のように定め、令和三年五月一日から適用する。

令和三年 月 日

金融庁長官 氷見野良三

資金決済に関する法律施行令第三十条第四項に規定する金融庁長官の指定するものは、次に掲げるものとする。

- 一 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「法」という。）第四十条の二第一項の規定による認可
- 二 法第四十条の二第二項の規定による届出の受理
- 三 法第四十条の二第三項の規定による認可の条件の付加及びこれの変更